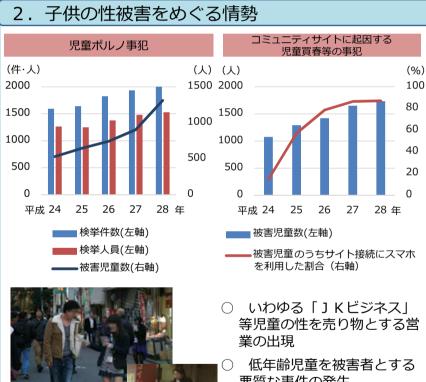
## 「子供の性被害防止プラン」の策定

#### 1. 子供の性被害とは

児童買春、児童ポルノの製造等

児童の性に着目した営業による児童福祉法違反

これらに類する行為



- 悪質な事件の発生
- 子供の性被害に対する国際 社会の動向
- 2020年東京オリンピック・ パラリンピック競技大会を視 野に入れた取組の推進

#### 3. 防止プラン策定の経緯

#### 閣議決定(平成28年3月)

28年4月以降、関係府省庁間の総合調整を、国家公安委員会が行うことに。

#### 犯罪対策閣僚会議(平成28年4月)

関係府省庁局長級会議の開催を申合せ。

#### 局長級会議等(平成28年4月~)

防止プラン策定に向け、関係府省庁局長級会議等において検討を行った。

#### 4. 基本計画の構成

第三次児童ポルノ排除総合対策(平成28年7月12日付け犯罪対策閣僚会議決定) に規定の施策



#### 未掲載の施策



#### 6本の柱ごとに、合計88の施策を掲載。

- 児童の性被害の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展 開並びに国際社会との連携の強化
- 児童が性被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び 家庭の支援
- 児童に対する加害行為に使用されるツール等に着目した被害の 予防・拡大防止対策の推進
- 4. 被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進
- 5. 被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生
- 6. 児童が性被害に遭わない社会の実現のための基盤の強化

### 4. 被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進

# 背景

- 被害児童には、被害を他人に知られたくないという意識が働いたり、自らが被害者であるとの認識が乏しいなどの事情があり、被害が潜在化する蓋然性が高い。
- 被害児童の保護及び支援については、初期段階における一時保護にとどまらず、精神 面も含めて継続的に行う必要性が高い。
- 保護及び支援は、家庭環境の調整、家族関係の再構築など、中長期的に進めていくことが必要となる場合もある。

# 主な施策

○ 児童やその保護者等が相談しやすい環境の整備

(警察庁、法務省)

(厚生労働省)

- 児童の性を売り物とする営業に関与する児童の 補導の推進 (警察庁)
- 児童相談所・市町村における児童等への支援

性犯罪・性暴力被害者に対する支援の充実

(内閣府、警察庁、厚生労働省)

